

西田地方校下体育協会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、西田地方校下体育協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所を 事務局担当者宅におく。

(目 的)

第 3 条 本会は、校下住民の体育、スポーツを普及し、このことを通じて日常生活を明るく豊かにし、もって校下住民の心身の健全な発達と地域振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 住民の体育、スポーツ行事の開催
- 2 住民の体育、スポーツの指導奨励
- 3 住民の保健体育思想の啓発普及
- 4 住民の体力の向上、体位の調査研究
- 5 各種団体との連絡調整
- 6 その他本会の目的達成に必要と認められた事業

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員をおく。

会 長 1名、副 会 長 若干名、理 事 長 1名、 副 理 事 長 若干名、
会 計 1名、常 任 理 事 若干名、理 事 若干名、監 事 2 名

(役 員 の 選 出)

第 6 条 会長は、総会において推挙する。

- ② 理事は、会長の任命する者、及び、各町内からそれぞれ1名選出する。
- ③ 副会長、理事長、副理事長、会計、常任理事は理事の中から会長が任命する。
- ④ 監事は、会長が任命し、理事会の承認を得る。

(役 員 の 職 務)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、欠けたときはその職務を代行する。
- ③ 理事長は、会長の命をうけてその業務を執行する。
- ④ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- ⑤ 会計は、本会の会計事務を担当する。
- ⑥ 常任理事は、常任理事会を構成し、業務を分掌する。
- ⑦ 理事は、理事会を構成し本会の業務の執行を決定する。
- ⑧ 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第 8 条 各町選出の理事を除く第5条に掲げる役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(常任理事会)

第 9 条 常任理事会は、会長が招集し、予算、事業計画等の立案、その他必要な事項を審議する。

(理事会)

第10条 理事会は、会長が必要と認めるとき招集し、本会の運営に必要な事項を議決する。

(総会)

第11条 総会は毎年4月に開催し、次の事項を議決する。

- 1 事業及び決算の承認
- 2 事業計画及び予算の審議
- 3 会長の選出
- 4 規約の改廃
- 5 その他本会の運営に必要な事項

(経費)

第12条 本会の経費は、交付金、助成金及び寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(名誉会長、顧問、相談役)

第14条 本会は、名誉会長、顧問、相談役をおくことができるが、決定に当たっては、常任理事会に諮って会長が委嘱する。

附 則

- 1 この規約の施行に関し、必要な細則は常任理事会の議決によって定める。
- 2 昭和45年4月6日施行
- 3 昭和57年6月20日一部改正
- 4 平成元年4月19日一部改正
- 5 平成19年4月21日一部改正
- 6 平成21年4月26日一部改正